

令和2年第10回たつの市教育委員会臨時会議事日程

と き 令和2年4月28日(火)
午後5時
ところ 分庁舎第3会議室

1 開会宣言

2 会議録署名委員の指名

3 議事

- | | |
|--------|--|
| 議案第21号 | 新型コロナウイルス感染症対策のためのたつの市立小中学校における臨時休業について |
| 議案第22号 | 新型コロナウイルス感染症対策のためのたつの市立幼稚園・保育所・認定こども園の対応について |
| 議案第23号 | 新型コロナウイルス感染症対策のための小学校の臨時休業延長に伴う放課後児童クラブの開設について |
| 議案第24号 | 工事請負契約について |

4 閉会宣言

令和2年第10回たつの市教育委員会臨時会会議録

と き 令和2年4月28日(火)
午後5時
ところ 市役所第3会議室

教育長

ただ今から、令和2年第10回たつの市教育委員会臨時会を開会します。
それでは、会議録署名委員の指名を行います。●●委員を指名します。よろしくお願ひします。

次に、会議の公開又は非公開の決定を行いたいと思います。
議案第24号「工事請負契約について」は、たつの市教育委員会会議規則第9条第1項第4号の規定により、非公開にすることが適切であると思います。賛成の方は、挙手願ひします。

< 挙手 >

賛成が出席委員の3分の2以上の多数と認め、非公開と決定します。
それでは、先に公開案件を審議した後、非公開案件の審議を行います。

それでは、3議事に入ります。
議案第21号「新型コロナウイルス感染症対策のためのたつの市立小中学校における臨時休業について」、報告いたします。

< 事務局 資料に基づき説明 >

- ・臨時休業とする学校 市立小学校17校、市立中学校5校
 - ・臨時休業とする期間 令和2年4月8日(水)から5月6日(水)までの臨時休業を、令和2年5月31日(日)まで延長。
- ※なお、緊急事態宣言が解除されるなど状況の変化がある場合には、改めて検討する。

教育長

今回は兵庫県教育長からの要請でしたが、今回の兵庫県教育長からの通知文は県の対応をお知らせする内容となっており、各市町の今後の対応については、これを踏まえて、各市町教育委員会を考えることとなっています。

県教育長からの文書の中で、「ただし、緊急事態宣言が解除されるなどの状況の変化がある場合には、改めて、学校運営について検討します。」と記載されています。この「学校運営」というのは、登校可能日の設定、臨時休業期間の変更を想定しているものです。市本部会議においても、県の休業期間と合わせ5月31日まで延長しますが、状況の変化に応じて変更することとし、各学校園にはこの一文を入れて通知しようと考えています。

以上のことで、ご意見、ご質問はございませんか。

委員

登校日の記載はなしですか。

教育長

現在、たつの市の場合は、一斉に集めることはしていません。登校日は設定していませんが、下駄箱を利用してプリントを配布するなど、連絡方法については学校ごとで工夫しているところですが、

文科省の通知からみると、最近では学習に対しての指示が強くなってきています。家庭でもしっかりと学習させるように言われています。県内で感染が落ち着くようになれば、登校日を設定していくようになると思います。

委員

保護者の中でも、早く学校で勉強させたいという方と、感染が心配だという方もいらっしゃると思います。学校から保護者宛の文書は、どのような内容になるのですか。

教育長

今回は5月31日まで臨時休業が延長になる旨を、明日又は明後日に各学校から保護者へ連絡していただきます。あえて登校日のことは明記しませんが、学年ごとや時間ごとに分けてプリントを取りに来ることができるよう、各学校の判断でお願いしようと思っています。

教育長

他にご質問等はありませんか。

ご発言がありませんので、採決に入ります。議案第21号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

< 異議なしの声 >

ご異議なしと認めます。よって、議案第21号は、原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第22号「新型コロナウイルス感染症対策のためのたつの市立幼稚園・保育所・認定こども園の対応について」、事務局説明願います。

< 事務局 資料に基づき説明 >

・幼稚園 令和2年4月8日（水）から5月6日（水）までの臨時休業を、
令和2年5月31日（日）まで延長。

※なお、緊急事態宣言が解除されるなど状況の変化がある場合には、改めて検討する。

・市立保育所、こども園

保護者に家庭保育を依頼する期間を、令和2年5月31日（日）まで延長。

※なお、緊急事態宣言が解除されるなど状況の変化や国及び県の実情等により特別保育に変更する場合があります。

説明は終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。

委員

「特別保育に変更する」ということは、どのようなことですか。

事務局

現在は、家庭保育を依頼している状況ですが、「特別保育」に変更すれば、医療機関や介護施設に勤務している方や、社会生活を維持していくために勤務されている方、また、一人親等のご家庭に限って、園で受け入れるという保育となります。

委員

分かりました。

委員

私立の園においては、どのような対応になるのですか。

教育長

私立へも市立と同様の対応を要請いたします。

他にご質問等はありませんか。

ご発言がありませんので、採決に入ります。議案第22号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

< 異議なしの声 >

ご異議なしと認めます。よって、議案第22号は、原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第23号「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校の臨時休業延長に伴う放課後児童クラブの開設について」、事務局説明願います。

< 事務局 資料に基づき説明 >

放課後児童クラブ開設期間 令和2年5月7日（木）から5月31日（日）

月曜日から金曜日 午前8時から午後7時まで 市内16クラブで開設

土曜日 午前8時から午後6時まで 小宅第2で1か所開設

※家庭での対応が可能な場合は利用の自粛を要請。

※なお、緊急事態宣言が解除されるなど状況の変化や国及び県の実情等により特別保育に変更する場合があります。

説明は終わりました。何か、ご意見、ご質問はありませんか。

委員 集約するクラブは、どこを使うのですか。

事務局 現在のところ、西栗栖と東栗栖では東栗栖に、香島と越部では越部に、半田と河内では半田に集約したいと考えています。

教育長 これらのクラブの直近の利用件数を教えてください。

事務局 本日9時現在で、西栗栖2名、東栗栖1名でした。香島4名、越部5名、半田15名、河内7名でした。

委員 河内は、隣の神部を通り越して半田に行くのですね。

事務局 はい。神部の利用数は30名前後で、多くの児童が利用していますので、他のクラブと一緒にすることは難しい状況です。

教育長 集約する場所については、ここ数日の参加児童数を再度確認した上で、決めたいと思いますので、御了解ください。
 なお、土曜日は、小宅の1か所に集約して開設します。小宅まで遠いところもありますが、昨年度までは夏休み期間中に小宅だけを開設していたこともあり、今回、昨年度と同様の対応とするものです。

他に、ご質問等はありませんか。
 ないようですので、採決に入ります。議案第23号については、集約場所を再度確認の上、原案のとおり承認してよろしいか。

< 異議なしの声 >

ご異議なしと認めます。よって、議案第23号は承認いたしました。
 以上で、公開案件の審議は終わり、ここから非公開案件の審議に移ります。

< 非公開案件の審議 >

以上で、たつの市教育委員会臨時会の日程は、全て終了いたしました。これをもちまして閉会いたします。

午後5時30分終了

出席者

教育長	横山 一郎
委員	七條 祐正
委員	菅野 夏子
委員	松尾 壯典
委員	喜多 敦子
教育管理部長	富井 俊則
教育事業部長	山根 洋二
教育管理部参事(兼)学校教育課長	山田 晴人
教育事業部参事(兼)人権教育推進課長	圓田 元彦
教育総務課長	三木 康弘
教育環境整備課長	正田 晴彦
幼児教育課長	田中 彰人
すこやか給食課長	安田 龍樹
社会教育課長	神尾 俊輝
歴史文化財課長	義則 敏彦
体育振興課長	倉元 竜也
社会教育課主幹	喜多村 玲